

一宮川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「一宮川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年10月の大雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一宮川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を、令和11年度末迄に計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、千葉県、流域市町村、その他流域関係者で構成し、別表1のとおりとする。

2 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。

3 必要に応じて第1項によるもの以外の者に、オブザーバーとして参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」、「一宮川流域茂原市街地安心プラン」及び「一宮川上流域・支川における浸水対策」を含む、「一宮川流域治水プロジェクト」の策定及び公表

(2) 「一宮川流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

(3) その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、この限りではない。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を、千葉県県土整備部河川整備課及び千葉県長生土木事務所調整課、千葉県一宮川改修事務所復興課に置く。

(市町村部会の設置)

第7条 協議会の下に、市町村部会を設置することができる。

2 市町村部会の規約は別途定める。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年12月21日から施行する。

別紙 1

(行政構成員)

茂原市長

一宮町長

睦沢町長

長生村長

長柄町長

長南町長

千葉県 県土整備部 河川整備課長

千葉県 県土整備部 河川環境課長

千葉県 県土整備部 都市計画課長

千葉県 県土整備部 建築指導課長

千葉県 長生農業事務所長

千葉県 長生土木事務所長

千葉県 一宮川改修事務所長